

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充	
2	要望の内容	試験研究費の総額に関する税額控除制度について、控除上限の10%引上げ等	
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和42年度:増加型(増加試験研究費に関する税額控除制度)創設 ・昭和60年度:中小企業技術基盤強化税制創設 ・平成5年度:特別共同試験研究に関する税額控除制度創設 ・平成15年度:総額型(試験研究費の総額に関する税額控除制度)創設 ・平成20年度:高水準型(平均売上高の10%を超える試験研究費に関する税額控除制度)創設 ・平成21年度:(経済対策)総額型拡充 	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に関する税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分: <ul style="list-style-type: none"> ①総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで ②繰越期間は最長平成24年度末まで 	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行うことで、革新的医薬品・医療機器の国際的開発・提供体制へ我が国が参加していくとともに、日本で開発される革新的医薬品・医療機器の世界市場におけるシェアが拡大されることを通じて、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引産業へ導き、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ)</p> <p>安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策目標9)</p> <p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること (施策目標9-1)</p> <p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく</p>

			寄与することが可能。																																																																
8	有効性等	① 適用数等	<p>・利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 8,479 事業年度(5,747 事業年度) 平成20年度 7,912 事業年度(4,657 事業年度) （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） （注）上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>																																																																
		② 減収額	<p>・減収額試算（化学工業） 平成15年度： 248 億円 平成16年度： 1,185 億円 平成17年度： 1,176 億円 平成18年度： 1,143 億円 平成19年度： 1,135 億円 平成20年度： 1,071 億円 （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）</p>																																																																
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成19年）</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 （単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.33</td> <td>1.42</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.63</td> <td>2.85</td> <td>2.98</td> <td>3.22</td> <td>3.47</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.66</td> <td>2.59</td> <td>2.62</td> <td>2.66</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.69</td> <td>1.73</td> <td>1.76</td> <td>1.79</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.98</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.48</td> <td>2.54</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44	中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49	韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47	アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68	イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08	ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54	イタリア	1.11	1.10	1.09
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																														
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44																																																														
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49																																																														
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47																																																														
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68																																																														
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79																																																														
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88																																																														
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12																																																														
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08																																																														
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54																																																														
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-																																																														

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.6
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0.2	0.5	0.55	0.55

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

現行の試験研究税制は、活用実績が高く、特に医薬品産業においては控除限度額まで活用されるなどにより、試験研究費は年々増加してきており、医薬品・医療機器産業の研究開発活動を有効に支援してきたといえる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成16年度～平成21年度)

・医薬品の研究開発費の推移

平成16年度: 8,485億円

平成17年度: 9,541億円

平成18年度: 10,497億円

平成19年度: 12,198億円

平成20年度: 14,136億円

平成21年度: 13,271億円

(出典:各社決算短信)

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

- ・ 我が国においては、
 - ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、
 - ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、
 - ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。
- ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。
- ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。

② 他の支援措置や義務付け等

- ・ 予算上の措置(補助金)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を

		との役割 分担	幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—